

## 響灘西地区廃棄物処分場の受入れ制限について

### 1 これまでの経緯

#### (1) 常任委員会報告(7月20日経済港湾委員会・26日環境水道委員会)

- ・令和6年度から産業廃棄物の受入れを停止。

#### (2) 搬入者や業界団体の主な意見

- ・令和6年度からの受入れ停止は急すぎるので、猶予期間がほしい。
- ・ひびき灘開発(株)が運営する民間処分場に搬入したい。

#### (3) 常任委員会報告(10月2日経済港湾委員会・11日環境水道委員会)

- ・令和6年度は数量を制限して受入れを継続。
- ・ひびき灘開発(株)に、次期処分場が完成するまでの間の受入れを依頼中。

### 2 搬入者や業界団体の新たな意見

- ・令和6年度の搬入量上限を再検討してほしい。
- ・次期処分場では、現在と同様、上限を設定せずに受入れてほしい。
- ・リサイクルの研究、施設設置等の補助金創設を検討してほしい。

### 3 市の対応

#### (1) 業界団体への回答 別紙1

- ・業界団体からの意見に対し、別紙1のとおり回答。

#### (2) ひびき灘開発との再度の協議

- ・10月の常任委員会での委員からの提案を受け、改めてひびき灘開発及び処分場の所有者である電源開発と、すべての産業廃棄物の受入れについて協議した。

⇒『現在受入れている廃棄物は、次期処分場が完成する令和13年度までの間、受入れられる意向。ただし、政令13号廃棄物等の安定化処理物など、現在受入れしていない一部の廃棄物は、跡地利用等の観点から受入れることはできない。』

### 4 今後の対応

- ・各搬入者への周知を図り、来年度から順次受入れ制限を開始。
- ・新たな処分先や再生利用方法の検討に関する情報提供など、搬入者への支援。
- ・リサイクルの研究や施設設置等への支援について、関係者と協議を進める。

## 業界団体の新たな意見と市の回答

| 業界団体の意見  | 市の回答   |
|--|--|
| <p>産業廃棄物処理の最後のセーフティネット・企業立地の一要因として処分場を利用してきた排出事業者及び産業廃棄物処理業者の諸事情を勘案いただき、<b>搬入量上限の再検討</b></p> | <p>搬入量の上限（過去3年間の最大搬入量、ただし5,000トンが上限）は、次期処分場が令和13年度末に完成するまでの間、現行処分場で一般廃棄物の処理を継続できる範囲内で受入れが可能な最大限の量であり、上限を引き上げることは困難</p>   |
| <p>次期処分場では、現状と同様に<b>上限を設定しない受入れ</b></p>  | <p>次期処分場での産業廃棄物の受入れは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の一般廃棄物の処理責任</li> <li>・産業廃棄物の排出事業者責任</li> <li>・産業廃棄物処理を通じた地域経済の支援</li> <li>・公費で設置した現行処分場で、一般廃棄物を上回る量の産業廃棄物が処理されている現状</li> <li>・このうち発生元が市外であるものが約半分を占めている実態</li> </ul> <p>などを踏まえて、今後、然るべき時期に決定</p> <p>受け入れを決定した場合、料金については、処分場整備費や産業廃棄物処分の実態などを踏まえて改めて検討</p> |
| <p>事業の再構築及びリサイクルへの取組み研究の為の補助金や、リサイクル施設設置のための<b>補助金の創設検討</b></p>                              | <p>市内の産業廃棄物処理業界の発展は非常に重要と考えており、いただいた要望を踏まえ、何らかの支援ができるかどうか検討を進める</p>  |